

審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部農村振興課
内線番号	5023

No.	項目	内容
①	処分名	狩猟免許
②	法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
③	法令番号	平成14年法律第88号
④	根拠条項	第39条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	1. 網猟免許及びわな猟免許にあつては18歳に、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許にあつては20歳に、それぞれ満たない者でないこと。(法第40条第1項第1号) 2. 精神障害又は発作による意識障をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「環境省令」という。)で定めるものにかかっている者でないこと。(法第40条第1項第2号) 3. 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者でないこと。(法第40条第1項第3号) 4. 自己の行為の是非を判断し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者でないこと。(第3号に該当する者を除く。)(法第40条第1項第4号) 5. この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者でないこと。(法第40条第1項第5号) 6. この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反により狩猟免許を取り消され、その取消し日から3年を経過しない者でないこと。(法第40条第1項第6号)
⑦	審査基準	法第39条から41条まで、第47条から第50条まで 環境省令第47条、48条、第51条から56条まで
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	
	経由期間	
	協議機関	
当該処分機関		
⑫	問合せ	農林水産部農村振興課野生鳥獣担当 (電話)075-414-5022
⑬	備考	1. 環境省自然環境局野生生物課長通知(平成29年3月31日付け環自野発第1703312号)VI「狩猟」VI-1の1「欠格事由」(1)及び(2)並びに5の5-1「狩猟免許試験の実施方法」 2. 法第44条に基づき、毎年狩猟免許試験を行った上で各合格発表日に免状を交付している。